

うなも王室（うなもファンクラブ） 会則

(名称)

第1条 この会は、うなも王室と称する。

2 会員の呼称は、使用人 No,(うなも王室から充てられた番号)と称する。

(趣旨)

第2条 うなも王室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第3条 会員は、所定の手続きを経て会員となるものとし、会員期間は募集終了日より1年とする。

2 会員は個人のみとする。

(会費等)

第4条 会員の年会費は、次のとおりとする。

特別使用人 36,000円

上級使用人 12,000円

使用人 6,000円

(会員証)

第5条 うなも王室は会員に対し、証明書を発行する。

2 証明書は、会員本人のみが利用できるものとし、証明書を他人に譲渡、貸与または担保提供することはできない。

3 証明書の再発行は、原則として行わない。

(会員の役割)

第6条 会員は、うなもとうなぎいものPRにできる限り努める。

(使用人の特典)

第7条 会員の特典はうなも王室が別に定めるものとする。

(禁止行為)

第8条 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行なってはならない。

- (1) 法令等に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (4) うなも王室の名誉を傷つけ、又は信用を失墜すること。
- (5) その他うなも王室が不相当と判断すること。

(会員の届出業務)

第9条 会員は氏名等申込み記載事項に変更があった場合は、うなも王室に速やかに届け出るものとする。

2 前項に該当する届出がないため、またはその届出内容が不十分であるため、うなも王室からの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、当該送付物が到着すべき時に到着したものとみなす。

(退会)

第10条 会員が退会しようとする場合は、うなも王室に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次に掲げる事項を行なった場合、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 本会則に違反した場合
- (3) 故意または重大な過失により、うなも王室に損害を与えた場合
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったとうなも王室が判断する場合
- (5) 年会費を滞納した場合

(補足)

第12条

この会則に定めるほか、うなも王室に関し必要な事項は、うなも王室事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成29年7月27日から施行する。